

平成27年7月17日

「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書
を踏まえた関係者の取組状況について

1 検討会から関係者への提言

「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」（以下、「検討会」という。）では、

- ① 株式会社アクリフーズにおける冷凍食品への意図的な農薬（マラチオン）の混入事案から得られた教訓
- ② 食品事業者が食品防御に取り組むに当たり参考となる事項
- ③ ①、②の内容の食品事業者等への普及方策

について検討を行い、「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会」報告書（以下、「検討会報告書」という。）として取りまとめたところである。

検討会報告書においては、

- ・ 食品関係団体等及び農林水産省においては、検討会報告書の内容について食品事業者への周知を図ること
- ・ 食品事業者においては、各事業者の実情に応じ食品防御や危機管理の取組を進めること

等の提言が盛り込まれたところである。

2 提言を踏まえた関係者の取組状況

検討会報告書の提言を踏まえた農林水産省及び食品関係団体、食品事業者における現在の取組状況は以下のとおり。

(1) 農林水産省の取組状況

農林水産省は、検討会報告書の公表（平成26年6月）後、食品関係の243団体へ通知又はメール等で周知した。

また、地方自治体及び食品関係団体等が主催する講演会等全国42箇所において、農林水産省職員や検討会委員が検討会報告書の内容を説明した。

さらに、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月（閣議決定））においては、危機管理等の取組として、食品防御の考えやその対策を食品業者に広く周知し、事業者による業界を挙げた取組を促進することとされた。

(2) 食品関係団体等の取組状況（別紙1）

農林水産省が検討会報告書を送付した食品関係団体等213団体を対象に食品防御及び危機管理の取組状況に関するアンケート調査を行ったところ、回答のあった94団体のうち、会員企業において食品防御や危機管理の取組の支援をする必要があると回答した団体は51団体（54%）であった。

これら51団体においては、会員企業への情報提供については、ほぼ全

ての44団体（86％）で進められているものの、研修会等の開催は26団体（51％）、食品安全にかかる科学的知識に関する参考資料等の作成は23団体（45％）と半数程度にとどまっている。特に、検討会等を立ち上げて業界全体で積極的に取組を進めているところは11団体（22％）と少数であった。

また、その他の取組として、HACCPに食品防御に関する項目を追加したり、中小企業向けのプログラムを独自に開発したとの回答があった。

農林水産省に対しては、従業員満足の上昇に役立つ情報提供や零細事業者への対応等への要望があった。

（3）個々の食品事業者の取組状況（別紙2）

農林水産省が、「食品の品質管理体制強化対策事業」（平成26年度農林水産省補助事業）で実施した研修への参加事業者545社を対象にアンケート調査を行ったところ、回答のあった149社のうち、食品防御に取り組んでいる又は取組予定と回答した食品事業者は、145社（97％）であり、大部分の食品事業者が食品防御の取組を進めていた。

これらの食品事業者の取組のうち、特に取組が進んでいるのは、従業員への意識啓発や信頼しあえる職場風土の醸成等のソフト面の対策（取組済み104社（70％）、取組予定43社（29％））であった。他方、悪意的行為に対する脆弱性評価及び対策計画の作成については、多くの食品事業者が取組の意欲はあるものの、実際に取組済みの食品事業者は半数以下にとどまっている（取組済み59社（40％）、取組予定72社（48％））。

また、食品事故に特化したマニュアルの策定等の取組も進んでいるものの（取組済み102社（68％）、取組予定40社（27％））、当該マニュアルに事件性のある場合の対応を追加済みと回答した食品事業者は59社（40％）にとどまっている。

3 今後の取組方針

今後は、以下の取組を含めて各食品関係団体等や食品事業者における食品防御や危機管理の取組を促進していくこととする。

- ・ 地方自治体及び食品関係団体等が主催する講演会等事業者が集まる様々な場を活用して、検討会報告書の内容のさらなる普及を図る。特に、全体的に取組が遅れている中小の事業者に対して重点的に情報提供を行う。
- ・ 農林水産省が作成する資料等の中に食品防御や危機管理の考え方を明記するとともに、食品関係団体等にも同様の取組を促すことで、その内容の普及を図る。

【参考】

- 食品への意図的な毒物等の混入の未然防止等に関する検討会報告書（平成26年6月）（抄）

4 検討内容の食品事業者への普及等

（1）個々の食品事業者の取組

食品事業者は、提供する食品の安全を確保するため、自らの責任で各種の対策を講じてきているところであるが、一方、今般の冷凍食品への農薬混入事案のような従業員による混入が疑われる事案を含め、意図的な混入については、従来からの食品衛生対策だけでは防止することは難しい。

意図的な混入等の事案の発生防止及び被害の拡大防止のため、食品事業者は、本報告書で整理された教訓や、食品防御に取り組むに当たり参考となる事項等を踏まえて、自らに課された安全な食品を提供する社会的な責務と、食品防御の必要性について、今一度検討いただきたい。

万一混入が起こってしまった際の危機管理体制について、平時から訓練を行っておく等の危機管理対策の構築と実行に加え、食品防御を理解し、意識することが取組の第一歩となる。意図的な混入をしたいと思わせない職場の風土づくりや、意図的な混入が実行し難い環境づくりの具体的な方法は、それぞれの事業所の条件等により異なる。したがって、本報告書で示した事項等を参考に、自らでチェックするところから始めていただきたい。

実際の対策は、自らが扱う食品の特性や、事業所の規模、施設等の実情に応じ、自らの弱いところや、現実的に対応可能なところから対策を進めることが重要である。これらの実行により、消費者の健康被害や事業者の経済的・社会的被害を最小限に食い止めることにつながると考えられる。

（2）関係業界等の取組

関係業界等は、危機管理（今般の事案から得られる具体的な教訓としては、特にプライベートブランド商品に関して、製造事業者と製造委託元である流通事業者等が緊急時に円滑な商品回収ができるよう平時から情報交換・共有等することの重要性など）、ガバナンス、食品防御への取組等本報告書の内容について関係食品事業者へ周知いただきたい。

また、各業界が扱う商品の特性や製造工程等の実情に応じ、それ

ぞれの業界における具体的な危機管理や食品防御対策の必要性、個々の食品事業者がどのように取組を進めていくのかについて検討することが重要である。

その際、例えば食品安全に関する科学的な知識についての参考資料、危機管理や食品防御に関する事例集やヒヤリハット集など、各食品事業者が具体的な取組を進める際に参考となる情報の収集・普及等を行うことが有益と考えられる。

(3) 農林水産省の取組

農林水産省は、本報告書で整理した今般の事案から得られる教訓や、食品事業者が食品防御に取り組むに当たり参考となる事項について、関係業界や地方自治体等を通じて、食品事業者への周知を図るべきである。

加えて、関係業界等が行う研修会への専門家の派遣等を通して、本報告書の内容を含め危機管理の重要性や食品防御等の考え方に関する食品事業者の理解の促進を図り、自主的な取組を支援していくべきである。また、食品防御については、今般の事案を教訓・参考として、改めてその概念や内容について浸透に努め、意識の向上を図るところから取り組むことが適当である。

また、農林水産省は関係府省庁と連携し、情報提供等の取組により消費者の意識の一層の向上を図っていくべきである。

(4) 消費者の皆様へ

消費者の皆様におかれては、食品防御の取組により意図的な混入を完全には防ぐことができないことを理解し、また、自らがフードチェーンの最終段階に位置していることを自覚して、食品の安全について関心を持ち、食品事業者や行政が提供する食品安全に関する情報（リコール情報を含む）をはじめとする各種の情報に注意していただくことを期待する。

また、消費者の皆様自身が健康被害を防ぐために、異臭や異味を感じたり、外見や包装に普段と異なる点があることに気づいた場合には、当該製品を食べないことが大変重要である。消費者の皆様自身にもそうした自己防衛能力を身につけていただくことを期待する。

○ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月）（抄）

食品に起因する事故、事件の発生や被害の拡大を防ぐため、食品産業事業者におけるコンプライアンス（法令及び社会規範遵守）の徹底や食品事故対応マニュアルの整備等を促す取組を継続する。また、「食品への意図的な毒物等の混入の未然防止に関する検討会」報告書（平成26年6月公表）で整理された食品防御の考えやその対策を広く周知し、食品産業事業者による業界をあげた取組を促進する。